

# 令和8年度北川村地域商品券 商品券取扱事業者の募集について

物価高騰に直面する生活者の経済的負担軽減と地域経済の活性化を目的として、地域商品券を発行いたします。

商品券の取扱いが出来る事業者を募集しますので、希望される事業者は役場産業政策課へお申込みください。

## 対象事業者

■村内においてサービス業等の各種事業を営み、かつ事業所・店舗を有する事業者

※北川村暴力団排除条例に該当しないこと

【指定店登録から商品換金までの流れ】

①**取扱事業者登録申請書兼誓約書**に記入の上で提出してください（申請書は産業政策課窓口で配布（ホームページからの取得も可）、提出は郵送及びFAX可）。

※**5月15日**までにお申し込みいただいた事業所は、商品券交付時に添付する**店舗一覧表**に掲載します。

以降、随時受付をした事業所はホームページで周知します(募集締切12月25日)

②審査後、村から指定店登録証、換金請求書及び商品券の取扱いが出来る**指定店ポスター**をお渡しします（ポスターは利用者の見やすい場所に、提示ください）。

③商品券の換金手続きは、**換金請求書**及び**商品券**を提出してください。

## 商品券

■1人あたり商品券**2万円分**（1,000円券×20枚）

◎この商品券を使用した場合、お釣りは出ません

・使用できないもの

○不動産、金融商品、たばこ、医療費

○商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの

○風俗営業などの規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に抵触するもの

○国税、地方税、ネット使用料などの公租公課

○その他、目的に合致しないなど村が適正でないと認めたもの

■使用期間 **令和8年7月1日～令和9年2月21日**

■換金受付期間 **令和8年8月3日～令和9年3月12日**（以降換金不可）

## お問合せ

ご不明な点があれば下記までお気軽にお問い合わせください。  
北川村役場産業政策課 〒781-6441 北川村野友甲1530  
(TEL:0887-32-1221 FAX:0887-32-1234)